

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

October, 2011

なごみ便り

www.101dog.co.jp

～平成23年10月から中小企業倒産防止共済制度が充実します～

「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が平成23年9月13日閣議決定されました。本政令は、平成22年4月21日に公布された中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律(平成22年法律第25号)における改正事項(共済金の貸付限度額の引き上げ等)の施行期日を、平成23年10月1日と定めるものです。

1. 中小企業倒産防止共済法について

中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した場合に、中小企業基盤整備機構が、納付された掛金の10倍(現行限度額8,000万円)、取引先企業の倒産によって回収困難となった売掛金債権の額のいずれか少ない額の範囲において、共済契約者に対し、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付けを行い、中小企業の連鎖倒産を防止する制度です。

2. 今回改正された改正事項の概要について

(1) 貸付限度額等の引上げ

|        | 【改正前】   | 【10月1日以降】 |
|--------|---------|-----------|
| ・貸付限度額 | 3,200万円 | 8,000万円   |
| ・掛金総額  | 320万円上限 | 800万円上限   |
| ・掛金月額  | 5千円～8万円 | 5千円～20万円  |

掛金は、これまでと同様、全額、**損金・必要経費に算入可能。**

(2) 償還期間の延長(現行は一律5年間)

- ・貸付額 5,000万円未満 5年
- ・貸付額 5,000万円以上 6,500万円未満 6年
- ・貸付額 6,500万円以上 8,000万円以下 7年

償還期間には6ヶ月の据置期間を含む。

(3) 早期償還手当金制度の創設

貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給。

(参考) 手当金の具体例

5,000万円の共済金を償還期間6年で貸付けを受けた後、2年後に全額繰上償還を行った場合(4年間の前倒し償還)の早期償還手当金の額は80万円となる。

月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合が対象。  
手当金の額は、前倒して償還した期間に応じ、省令で定める額を支給。

### 3. 解約手当金について

共済契約が解約されたとき、掛金納付月数が12ヶ月以上の場合、解約手当金が支払われます。ただし、掛金納付月数が12ヶ月分未満の場合は支払われません。また、不正行為により共済金や一時貸付金などの貸付けを受け、または受けようとした場合も支払われません。

#### (1) 解約手当金の額

解約手当金の額は、掛金の払い込み月数に応じ、掛金総額に次の表の率を乗じた額となります。

| 掛金納付月数    | 任意解約 | みなし解約 1 | 機構解約 2 |
|-----------|------|---------|--------|
| 1ヶ月～11ヶ月  | 0%   | 0%      | 0%     |
| 12ヶ月～23ヶ月 | 80%  | 85%     | 75%    |
| 24ヶ月～29ヶ月 | 85%  | 90%     | 80%    |
| 30ヶ月～35ヶ月 | 90%  | 95%     | 85%    |
| 36ヶ月～39ヶ月 | 95%  | 100%    | 90%    |
| 40ヶ月以上    | 100% | 100%    | 95%    |

1 個人事業主が亡くなった、法人(会社など)を解散した、法人を分割(その事業のすべてを承継)した場合など、その時点で解約されたものとみなされます。ただし、共済契約の承継が行われたときは解約にはなりません。

2 12ヶ月分以上掛金の払い込みが滞った場合に、中小機構が行う解約です。また、不正行為により共済金の貸付けなどを受けようとしたときも、機構解約となります。

#### (2) 共済金などの貸付けがある場合の取り扱い

共済金や一時貸付金の貸付けを受けていて、返済していないものがある場合は返済期日前でも、解約手当金の額から控除されます。

### 4. 増額・減額手続きについて

「掛金月額変更申込書」を入手 & 必要事項を記入

申込書は下記の方法で受け取れます。

- ・中小機構の業務を取り扱っている委託団体又は金融機関の窓口
- ・ホームページからダウンロード
- ・資料送付請求書(FAX)を利用する。

登録取扱機関の窓口へ提出

- ・登録取扱機関(金融機関又は委託団体)の窓口へ申込書提出し、確認印を押してもらう。

中小機構へ送付

- ・書類は確認後に、登録取扱機関(金融機関または委託団体)か中小機構へ送付します。

(文章担当:小川)

### ～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。(06-6944-4117)